堺市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 30 日

堺市監査委員　伊豆丸　精　二
同　大　林　健　二
同　原　繭　子
同　澤　由　美

監査結果報告

第１　監査の種類
出資団体監査

第２　監査の対象
株式会社さかい新事業創造センター

第３　監査の対象期間
令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月31日）
ただし、必要に応じて他年度を含む。

第４　監査の実施期間
令和７年11月１日～令和８年３月30日

第５　団体の概要
１　設立年月日
平成14年５月29日

２　設立目的
新事業の創出促進等による地域産業の活性化や地域経済の発展に資することを目的とする。

３　資本金
１億円（本市出資額８億5,400万円、出資比率50.1％）
設立当初の資本金は17億400万円だったが、令和５年２月１日に１億円に無償減資している。

４　所管部局
産業振興局　産業戦略部　中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

５　役員及び職員数（令和７年３月31日現在）
取締役　６人
監査役　２人
職員　　７人　うち常勤従業員４人（堺市からの派遣２人含む。）、契約社員２人、短期臨時職員１人

6　事業状況

令和6年度における株式会社さかい新事業創造センター(以下「センター」という。）の主な事業は、次のとおりである。

(1) 賃貸事業

企業の様々な事業活動や成長段階に対応する多様な事業スペース（シェアードオフィス・10席、創業準備デスク・8区画、オフィス15～80㎡・48区画、ラボ30～80㎡・12区画）に加え、会議室や商談室、駐車場、セキュリティシステムなど操業環境を提供した。令和6年度の平均入居率は82.7%であった。

(2) 受託事業

「創業・スタートアップ創出育成支援及び交流促進業務」を堺市（以下「市」という。）から受託し、入居企業の成長発展のため、インキュベーションマネージャーによる経営全般のきめ細かなサポートを実施した。

令和6年度は、合計6社（者）が卒業した。

その他、新規の事業者を発掘・育成する「起業家育成キャンパス」、30歳以下の若者の起業意識を醸成する「U30起業家輩出プログラムSIP」や堺市内での実証フィールドの提供等を行う「スタートアップ実証推進事業」、起業家、事業家、支援者等の多様なステークホルダーが集い、交流する「イノベーション交流拠点形成事業」を実施した。

7　財政状態及び経営成績

センターの令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6　堺市との関係

市は、センター設立当初に8億5,400万円（出資比率50.1%）を出資している。

市が令和6年度にセンターに委託している業務は、創業・スタートアップ創出育成支援及び交流促進業務（委託料9,874万7,000円）である。

なお、市からの派遣職員は2人（令和7年3月31日現在）である。

第７　監査の項目及び結果

センターにおいて事務事業が設立目的(出資目的)に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

１　規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、後記４に記載した経理規程に関する意見を除いて特に指摘等すべき事項はなかった。

２　経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1)　固定資産の管理状況を確認したところ、カフェ換気フード設備及びカフェ給水計量設備について、令和元年度のカフェ営業終了により、壁内や床下に設備の一部が残置されているものの、設備としては利用できない状態であった。

しかし、当該設備は固定資産台帳及び貸借対照表の固定資産に計上されたままとなっていた。

３　財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

４　事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) センターの契約状況を確認したところ、以下のものがあった。

ア　株式会社さかい新事業創造センター経理規程（以下「経理規程」という。）第 39 条では、予定価格が 100 万円を超える契約については、5 者以上を基準として指名業者を選定し、契約の相手方を決定することとされている。また、例外的に 1 者による随意契約を行うには、同条但し書きにより担当取締役が特別の理由を認める必要があるとされている。

しかし、予定価格が 100 万円を超えるインキュベーションマネージャー業務について、担当取締役まで決裁を行った上で、1 者による随意契約が締結されていたものの、決裁文書に特定の 1 者を選定した理由の記載は確認できなかった。

イ　経理規程第 39 条では、予定価格が 30 万円を超え 100 万円以下の契約については、2 者以上を基準として指名業者を選定し、契約の相手方を決定することとされている。また、例外的に 1 者による随意契約を行うには、同条但し書きにより担当取締役が特別の理由を認める必要があるとされている。

しかし、予定価格が当該区分に該当する本館 100 号室の原状回復工事及び空調設備工事について、1 者による随意契約を締結しているにもかかわらず、決裁は事業部長にとどまり、担当取締役の決裁を経ていなかった。また、決裁文書に特定の 1 者を選定した理由の記載は確認できなかった。

［1 者による随意契約に関する必要性の検討について（意見）］

経理規程では、1 者による随意契約は例外的な契約方法とされており、当該規定は、契約の締結にあたって複数者による競争を行わせることで、経費の抑制等を図ることを目的としたものであると考えられる。

一方で、前記(1)で指摘した契約には、当該契約の相手方以外による履行も可能ではないかと思われるものもあり、特定の 1 者を選定した理由の記載がないまま決裁が行われていたことも含めると、契約の都度、センターが 1 者による随意契約を行う必要性や妥当性を十分に検討していたという心証は得られなかった。

以上のことから、センターは、1 者による随意契約を行う際に、その理由を記載の上、必要な決裁権者まで決裁を行うことはもとより、契約の都度、1 者による随意契約を行うことの必要性や妥当性について十分に検討し、契約事務の適正な運用に努められたい。

［経理規程の合理性について（意見）］

センターは令和 7 年 11 月に経理規程を改正し、随意契約によることが

できる基準額の見直し（金額の引上げ）を行っている。

これは、地方自治法施行令の改正に伴い、市が行った随意契約の基準額の見直しを受け、センターも見直しを行ったとのことであった。

センターの見直し内容は市と同様であったが、委託契約等に係る基準額については、市が随意契約によることができる契約の基準額を予定価格100 万円以下から 200 万円以下に引き上げた一方で、センターは予定価格100 万円以下から 400 万円以下まで引き上げていた。

このため委託契約等に係る基準額を 4 倍にまで引き上げた理由をセンターに確認したが、大幅な基準額の引上げを行う合理的な理由は認められず、金額の妥当性についても十分検討した上で決定されているものであったという心証は得られなかった。

以上のことから、センターは、改めて当該改正内容の合理性を検討し、必要に応じ経理規程を改正されたい。